

新旧対照表（高知県きのこ生産資材高騰緊急対策事業費補助金交付要綱）

新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（県内発注）</u></p> <p><u>第11条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第12条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項、第7条第3項、第8条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月8日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項第2号から第6号まで及び同条第2項、第7条第3項、第8条並びに第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p><u>（新 設）</u></p>

新					旧																
事業区分	事業実施主体 注1	補助対象経費	補助単価			補助 上限額	事業区分	事業実施主体 注1	補助対象経費	補助単価			補助 上限額								
きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材	生産 形態	品目	定額 支援 単価	補助単価 注3		1事業実 施者当た り500万 円	生産 形態	品目	定額 支援 単価	補助単価 注3		1事業実 施者当た り500万 円							
						区分Ⅰ	区分Ⅱ					区分Ⅰ	区分Ⅱ								
			菌床栽培	しいたけ (製造 注4)	37.0 円/kg	18.5 円/kg	25.9 円/kg		きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材	生産 形態	しいたけ (製造 注4)		24.0 円/kg	12.0 円/kg	16.8 円/kg	1事業実 施者当た り500万 円			
				しいたけ (購入 注5)	55.0 円/kg	27.5 円/kg	38.5 円/kg												きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材
				(削除)								きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2		菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材	菌床栽培	あらげきくらげ (購入 注5)				
			瓶栽培	えのきたけ	21.0 円/kg	10.5 円/kg	14.7 円/kg		きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材						瓶栽培		えのきたけ	9.0 円/kg	4.5 円/kg
ぶなしめじ	55.0 円/kg	27.5 円/kg		38.5 円/kg	きのこの 生産資材 導入	市町村、森林組合、森 林組合連合会、生産森 林組合、農業協同組 合、農業協同組合連合 会、農事組合法人及び 民間事業者 注2	菌床、種菌、培地基材 (おが粉、コーンコブ ミール等)、栄養体(米 ぬか、小麦ふすま等)、 薬剤、栽培袋、栽培ピ ンその他きのこ生産に 不可欠な資材	瓶栽培				ぶなしめじ	47.0 円/kg	23.5 円/kg	32.9 円/kg						

- (注) 1 事業実施主体は、自らきのこ生産を行っており、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）又は取組実施者を取りまとめる者（以下「取りまとめ者」という。）に限る。
- 2 事業実施主体のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。
- 3 きのこの生産に係る経営費のうち電気代が15%以下の取組実施者については区分Ⅰ、15%を超える取組実施者は区分Ⅱの補助単価を適用する。
- 4 「製造」とは、事業実施主体が自ら菌床を製造し、きのこを生産している場合をいう。
- 5 「購入」とは、事業実施主体が培養済みの菌床を購入し、きのこを生産している場合をいう。

別表第2 (略)

- (注) 1 事業実施主体は、自らきのこ生産を行っており、きのこの販売収入が事業収入の過半を占める者（以下「取組実施者」という。）又は取組実施者を取りまとめる者（以下「取りまとめ者」という。）に限る。
- 2 事業実施主体のうち、「民間事業者」は中小企業基本法第2条第1項第1号に該当する者に限る。
- 3 きのこの生産に係る経営費のうち燃油費が15%以下の取組実施者については区分Ⅰ、15%を超える取組実施者は区分Ⅱの補助単価を適用する。
- 4 「製造」とは、事業実施主体が自ら菌床を製造し、きのこを生産している場合をいう。
- 5 「購入」とは、事業実施主体が培養済みの菌床を購入し、きのこを生産している場合をいう。

別表第2 (略)